

# 植物微生物研究会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、植物微生物研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、あらゆる植物と微生物の相互関係の解明に関する学術研究の発展をはかり、さらに、研究者相互の協力と親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 原則として、年1回の研究成果の発表のための研究交流会を開催する。
- (2) 会報及び講演要旨集等を発行する。
- (3) その他、前条の目的達成するため、必要な事業を行う。

(所在地)

第4条 本会の所在地を鹿児島大学理学部（鹿児島県鹿児島市郡元1丁目21番35号）内に置く。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、以下の会員で構成する。

- (1) 通常会員、本会の趣旨に賛同する個人（学生、院生も含む）。
- (2) 賛助会員、本会の趣旨に賛同し、その活動を援助する個人及び団体。

第6条 第12条に定める会費を添えて所定の入会申し込み書を提出した者は会員となることができる。

(会員の権利)

第7条 会員は次に掲げる権利を有する。

- (1) 本会の発行する会報及び講演要旨集及びその他の印刷物の配布を受けること。
- (2) 本会主催の研究交流会等において研究発表を行うこと。
- (3) 本会役員の選挙権及び被選挙権。

(会費)

第8条 会員は、第12条に定める年会費を納付しなければならない。

## 第3章 役員

第9条 本会の役員として、会長、事務局長各1名、事務局若干名及び会計監査2名をおく。会長は会員の選挙によって選出し、任期は3年とする。事務局長及び事務局

は会員の中から会長が委嘱する。

(会の運営)

第10条 研究交流会の開催、会報の配布等会の運営は会長を中心に事務局があたる。

#### 第4章 会計年度及び会費

(会計年度及び監査)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。本会の会計は会計監査をうける。

(会費)

第12条 会費は次のとおりにする。

(1) 通常会員 年 4,000円 (ただし、学生、院生は2,000円)

(2) 賛助会員 年 1口 20,000円 (1口以上)

#### 第5章 総会及び研究交流会

(総会)

第13条 本会は、原則として毎年1回総会を開催し、事務局の報告、提案事項その他の重要事項を審議する。

(研究交流会)

第14条 本会は総会開催時に、研究交流会を開催し、研究発表を行う。

(1) 研究交流会には、実行委員長を置き、その他若干名の実行委員を置くことができる。

(2) 実行委員長は、総会の議を経て、会長が委嘱し、その他の実行委員は、実行委員長が囑託する。

#### 第6章 表彰

第15条 本会に植物微生物研究会学生優秀発表賞を設ける。

(1) 賞に関する規定は別に定める。

#### 第7章 補助

第16条 本会は、本会に関連して国内で開催される国際学会に対して開催資金の補助を行う。

(1) 補助に関する規定は別に定める。

#### 第8章 会則の改正

第17条 本会則を改正するには、総会または臨時総会でこれを審議し、出席会員の3分の

2以上の同意を得なければならない。

#### 附則

本会を1991年9月17日に発足する。

この会則は1991年9月17日から実施する。

一部改正 1997年10月1日から実施する。

賛助会員については、2名まで研究交流会参加費及び年会費を無料とする。

一部改正 2000年11月3日から実施する。

一部改正 2011年9月22日から実施する。

一部改正 2013年9月9日から実施する。

一部改正 2015年9月16日から実施する。

一部改正 2016年9月9日から実施する。

一部改正 2019年9月20日から実施する。

一部改正 2024年10月1日から実施する。